

一般会計予算2億6千629万9千円を補正

■問い合わせ

総務課 行政係 ☎75-2112

多久市議会9月定例会が9月5日から22日までの18日間の会期で開かれ、22議案が審議・可決承認されました。主なものは次のとおりです。

▼多久市災害用慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による災害用慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたため、条例の一部改正をしました。

▼(仮称)中央小・中学校校舎建設建築工事等の請負契約締結について

(仮称)中央小・中学校校舎建設建築工事等の請負契約締結についての5議案が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議決されました。

▼多久市教育委員会委員の任命について

今澤雅子さんが議会の同意を得て再任されました。

▼平成22年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定

平成22年度一般会計決算額は、歳入が104億6千365万4千214円、歳出が1

00億8千533万49円となり、歳入歳出差引額、3億7千832万4千165円は、翌年度へ繰越しています。

▼平成23年度多久市一般会計補正予算(第3号)

補正予算の主なものは、(仮称)中央小・中学校敷地工事、(仮称)中央小学校校区放課後児童クラブ建設事業、地域経済の活性化と既存住宅の耐震化とエコハウスなど住まいの安全・安心の確保と質の向上を図るための住宅リフォーム緊急助成事業、7月6日から7日発生の梅雨前線豪雨による農業用施設・農地・市道の復旧事業の経費、東の原中野線・一本松大工田線などの道路修繕事業、消防団公務災害補償基金掛金負担金などです。

今回、一般会計の歳入歳出予算は、それぞれ2億6千629万9千円の増額補正を行い、予算総額は107億6千121万2千円で、前年度比5.9%増となりました。

■問い合わせ

福祉課 社会福祉係

☎75-6118

平成24年3月分まで子ども手当を支給します

平成23年9月分まで支給が延長されていた子ども手当は、引き続き平成24年3月分まで支給することが決定しました。ただし、支給額が変更となります。

■支給対象者

平成8年4月2日以降に生まれ、国内に居住している子どもを養育している方(所得制限はありません)

■手当の金額

子ども一人につき月額1万3千円が次のとおりに変更になります。

0歳～3歳未満(一律)	1万5千円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	1万円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	1万5千円
中学生(一律)	1万円

■手当の支給日

平成24年2月15日に10月～1月分までの4か月分、6月15日に2月分および3月分を支給します。

『子ども手当認定請求書』の提出をお願いします

10月分からの子ども手当支給にあたって、支給対象の方は『子ども手当認定請求書』の提出が必要です。支給対象者と思われる方には、『子ども手当認定請求書』を9月下旬に自宅へ送付しています。

- ①送られてきた『子ども手当認定請求書』の申請内容を確認してください。
- ②必要事項を記入のうえ、所定の欄に押印してください。
- ③10月31日(月)までに福祉課へ提出してください。

※現在、子ども手当を受給されている方も提出が必要です。提出されない場合は、10月分以降の子ども手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。

※なお、国民年金以外の方は、健康保険証のコピーまたは、同封の年金加入証明書を一緒に提出してください。

※公務員の方は勤務先へ申請してください。

